

豊橋技術科学大学 学友会会則

(名称)

第1条 本会は、豊橋技術科学大学学友会と称する。この団体を次の所在地に置く。
愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

(目的)

第2条 本会は、学生の課外活動を支援し、学生相互の親睦を推進するとともに、学生生活の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 新入生歓迎行事
- (2) 開学記念行事
- (3) 卒業記念行事
- (4) 課外活動団体への支援
- (5) 技科大祭への支援
- (6) 会報の発行
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、豊橋技術科学大学に在学する学部及び大学院の学生全員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次の各号に定める役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 総務部長 1名
- (4) 企画部長 1名
- (5) 会計部長 1名
- (6) 広報部長 1名
- (7) 執行委員 若干名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 会長は、会員の中から立候補又は推薦を得て、毎年10月のクラス代表者会議において承認を得るものとする。
- (2) 前条第2号から第6号までの役員は、会長が指名し、クラス代表者会議において報告するものとする。
- (3) 執行委員は、会長の指名した者及び希望者をもって充てる。

(役員任期)

第7条 役員任期は、11月1日から翌年10月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等ある時は、その職務を代行する。
- (3) 総務部長は、会議の記録、渉外、備品管理及び他の部に属さない業務を担当する。
- (4) 企画部長は、本会が主催する事業の企画、運営に関する業務を担当する。
- (5) 会計部長は、予算案、決算案の作成、本会の会費の徴収・管理等会計に関する業務を担当する。

- (6) 広報部長は、本会会報の発行等広報に関する業務を担当する。
- (7) 執行委員は、各部の所掌業務を分担する。

(役員会)

第9条 役員会は、第5条に定める役員を持って組織する。
役員会は、会長が必要に応じ招集し、クラス代表者会議へ提出する議案の作成等を行う。

(議決機関)

第10条 本会の総会に代わる議決機関は、クラス代表者会議とする。
クラス代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。

(経費)

第11条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入を持って充てるものとする。

(会費)

第12条 本会の会費は、年額3,500円とし、次の号に定める区分による額を入学時に一括して納入するものとする。

- (1) 学部1年次入学者 21,000円(6年分)
- (2) 学部3年次入学者 14,000円(4年分)
- (3) 修士課程入学者 7,000円(2年分)
- (4) 修士後期課程入学者・進学者 10,500円(3年分)

既納の会費は、原則として返還しない。ただし、学部入学者が修士課程に進学しない場合で、当該卒業年度の2月末日までに当該者から請求があった場合に限り、会費の2年分相当額を返還することができる。

(課外活動団体への支援)

第13条 課外活動団体への支援は、各課外活動団体の代表で組織する総部会を通して行う。
総部会に関する事項については別に定める。

(技科大祭への支援)

第14条 技科大祭開催のための経費は、本学会費及びその他の収入をもって充てる。
技科大祭に関する事項については別に定める。

(地区行事への支援)

第15条 本会は、東海地区国立大学体育大会及び同文化祭の開催に伴う経費の一部を支出することができる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、クラス代表者会議の議を経て、会長が定める。

(附則)

- 1 この会則は、従前の会則8条第2項の規定により、全員投票による承認を得て平成11年2月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 この会則の制定に伴い、平成元年4月1日制定の豊橋技術科学大学学友会則は、平成11年1月31日をもって廃止する。